

- Services, 1942.
2. A.Bevan, In Place of Fear, 山川訳「恐怖に代えて」1953.
 3. J.Galbraith. The Affluent Society, 1958.
 4. C.Crossland, The Future of Socialism, 1956.
 5. R.Titmuss. Income Distribution and Social Change, 1962.
 6. R.Titmuss, Essays on "the Welfare State", 1961.
 7. R.Titmuss, Commitment to Welfare, 1968.
 8. B.Abel-Smith, P.Townsend, The Poor and the Poorest. 1965.
 9. 健保連, 社会保障年鑑, 各巻
 10. 上村, 小島, 諸国の社会保険, 昭和43年
 11. 社会保障研究所, 海外社会保障情報, 各巻

社会保障こぼれ話

ルノー工場の団体協約

——フランス——

ルノー工場では、1955年9月に、労使間の団体交渉によって、新しい協約が締結された。この協約は、各種の労働条件を内容としていたが、そのなかには、社会保障と密接な関連をもつものが含まれていた。

たとえば、フランスの技術革新に応じて、賃金の引上げを保証し、当時すでに採用されていた私的な諸給付も引上げるという条件が入っていた。

中でも、1956年1月に実施された補足的な年金制度は社会保障を補足する意味で、きわめて重要な協約であった。ルノー工場のいわゆる私的年金として特筆されるこの年金制度では、労使双方の拠出により、勤続30年以上の労働者に65歳で高齢年金が支給されることになっていた。当時の協約では、かれらは、社会保障の給

付以外に、月額最低15,000フラン以上の年金を支給されることになっていた。また、この年金に対する財源は、労働者が賃金の1%を、また使用者が1.5%をそれぞれ拠出する仕組みとなっていた。

なお、この協約による制度では、65歳で自発的に退職する場合に、勤続15年以上ならば、勤続1年当たり、4,400フランの退職一時金が支給されることになっており、一時金の最高額は、勤続30年に対する132,000フランであった。

この補足的な私的年金制度は、公的年金の不備を補足するために採用されたものであるが、同時に、使用者は労働力の定着を企図しており、また、労働組合は先任権の保護をこのような形で表現していた。

なお、協約には、時間給の労働者に対する疾病時の補足的な現金給付や、遺族給付、乳幼児を保育する女子労働者の有給（賃金50%）なども含まれていた。

（平石長久 社会保研研究所）